

# 総務委員会

令和8年6月18日(木)  
時分～時分  
第1委員会室

【委員】 沖田委員長、柳楽副委員長、  
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【執行部】

(総務部) 山根総務部長、末岡総務課長  
(地域政策部) 田中地域政策部長、大屋政策企画課長  
(消防本部) 赤岸消防長、大橋総務課長

【事務局】 森井書記

---

【議題】

- 1 所管事務調査事項について
- 2 6月26日(金)の委員会審査日程等について
- 3 その他
- 4 地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について(委員間で協議)
- 5 議会による事務事業評価の進め方について(委員間で協議)
- 6 行政視察について(委員間で協議)
- 7 【取組課題】 防災・減災について(委員間で協議)

## 令和8年6月26日（金）10時開催の総務委員会における予定議題

- 1 請願審査
  - (1) 請願第70号 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について（継続審査）
  - (2) 請願第72号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について（継続審査）
  - (3) 請願第73号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について（継続審査）
  - (4) 請願第75号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について（継続審査）
  - (5) 請願第76号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について（継続審査）
  - (6) 請願第89号 市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願について
  - (7) 請願第90号 回覧板のデジタル化に関する請願について
  - (8) 請願第91号 「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願について
  - (9) 請願第92号 防災体制の実効性向上と避難環境の改善に関する請願について
  - (10) 請願第93号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について（請願事項1 総務委員会付託分）
  - (11) 請願第94号 自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について（請願事項2 総務委員会付託分）
  - (12) 請願第95号 リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願について
  - (13) 請願第96号 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について（請願事項1,2 総務委員会付託分）
  - (14) 請願第97号 仮称「100円タクシー」の趣旨を理解し、公的支援（資金ではない）の検討を求める請願について
- 2 議案第37号 浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第39号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第41号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第42号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 6 議案第43号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）
- 7 執行部報告事項
- 8 所管事務調査
- 9 地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）
- 10 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）
- 11 行政視察について（委員間で協議）
- 12 【取組課題】 防災・減災について（委員間で協議）
- 13 その他

# 公文書の改ざん禁止および不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願書

請願第70号

令和8年2月10日 浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

【請願趣旨】 公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、その正確性と信頼性は市政運営の根幹である。

しかしながら、現在、浜田市において公文書の内容を事実と異なる形に書き換える「改ざん」が行われ、かつ、それらに関与した職員が適切な処分も受けずに放置されているという、極めて憂慮すべき事態が見受けられる。

一度作成された文書を、後から都合良く書き換える行為は、市民に対する背信行為であるのみならず、虚偽公文書作成罪等の刑事罰にも抵触し得る重大な違法行為である。こうした不正が「お咎めなし」で通用する組織文化は、行政の公平性と透明性を根底から破壊し、市民の不信感を決定的なものにする。

行政に対する信頼を取り戻すためには、改ざんを絶対的に禁止し、万が一不正が発覚した場合には、関与した職員および監督責任者に対して例外なく厳正な処分を下す体制を確立することが不可欠である。つきましては、下記の通り強く請願する。

## 【請願事項】

1. いかなる理由があろうとも公文書の改ざん、隠蔽、不適切な廃棄を一切許さないことを改めて組織内で周知徹底し、厳格な文書管理体制を構築すること。
2. 公文書の改ざん等の不正行為が発覚した際には、速やかに事実関係を調査・公表し、関与した職員および管理職に対して、市の懲罰規定に基づき厳正かつ公平な処分を断行すること。
3. 不正を隠蔽させない組織文化を作るため、職員が不正を発見した際の内部告発制度の強化や、第三者によるチェック機能を導入すること。

## 【請願者】

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999



# 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願書

請願第72号

令和8年2月10日

浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

【請願趣旨】市役所が市民に対し、弁護士を通じて接触禁止を通知したり、法的措置を背景とした警告を行ったりすることは、市民の正当な権利行使を萎縮させる極めて重大な行為である。

このような措置は、本来、市民側に弁明の余地がないほどの著しい違法性や暴力性がある場合にのみ、慎重に検討されるべきものである。

しかしながら、現在、浜田市において、市民が紳士的な態度で、かつ相互の合意のもとに録音を行いながら職員と対話しているにもかかわらず、その対話そのものを理由として、部長会議等の内部判断のみで一方向的に弁護士を通じた排除通告が行われるという、極めて不透明かつ不合理な事案が発生している。

録音内容等の客観的な事実を確認すれば紳士的なやり取りであると判明するものであっても、市側が「特定の市民を排除したい」という意図のみで情報を歪め、内容を精査せずに組織決定を下せる現在のシステムは、公平・公正な行政のあり方から大きく逸脱している。

つきましては、特定の市民が不当に不利益を被ることがないように、外部のチェック機能を含めた適正な手続きを導入することを強く請願する。

## 【請願事項】

1. 市民に対する接触禁止通告や法的措置を検討する際は、当該市民とのやり取りの録音や記録等の客観的証拠を必ず精査し、特定の職員や部署の主観的な報告のみで判断を下さないこと。
2. 部長会議等の政策決定機関において市民の権利を制限する決定を行う場合は、その根拠となった事実関係を議事録に明記し、後日検証可能な透明性を確保すること。
3. 市民を「排除対象」と判断する前に、第三者(弁護士会や外部の有識者委員会等)による公平な審査、あるいは当該市民への弁明機会の付与など、適正手続き(デュー・プロセス)をシステムとして組み込むこと。

## 【請願者】

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社 コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999



浜田市議会議長  
澁谷 幹雄 様

請願第73号

不当要求行為の認定は、客観的事実および証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正および再発防止を行うよう求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

### 請願の趣旨

地方公共団体が、市民の行為について「不当要求行為」や「強要」に該当すると認定したり、認定を受けて警告書において行為を制限することは、当該市民の請願権、表現の自由、行政に対する質問・意見表明の機会を事実上制限する重大な行政判断である。

そのため、不当要求行為の認定に当たっては、該当性審査の対象となる具体的な事実関係を特定し、客観的な証拠に基づき、法令を遵守した上で判断することが不可欠である。

しかしながら、浜田市においては、強要があったことが分かる文書の開示を求めたところ、当該文書は存在しないとして、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

また、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、委員会として具体的な事実確認を行ったことを示す記録の開示を求めたところ、当該事実を確認したことを示す記録も存在しないことが明らかとなっている。

よって、市議会において、不当要求行為の認定について、当該認定に問題がなかったか否かについて事実確認を行い、「発生報告者からの意見」で長時間の対応を強要されたとされる令和7年6月5日の通話に係る録音記録（発生報告者が保有している公文書）等、証拠となる記録の確認等、認定に問題がないか検証するよう、執行部に対し求め、その結果、問題が認められる場合には、是正措置および再発防止策を講じるよう働きかけることを求める。



## 請願の理由

浜田市では、これまでに職員から不当要求行為の発生報告等があった場合、不当要求行為等防止対策委員会を開催し、市民の行為について教育委員会職員から「強要があった」として不当要求行為に該当すると認定し、当該市民に対して警告書を送付するとともに、以後市に対する質問や意見の申出を行わないよう求める対応等が行われている。

しかし、この認定については、「いつ、誰に対し、どのような強要が行われたのか」という該当性審査の対象となるべき具体的事実関係を示す記録が一切存在しない事例がある。

具体的には令和7年6月5日の市民からの問い合わせの電話について、浜田市教育委員会職員が不当要求行為発生報告者からの意見として「長時間の対応を強要された」という文書を書き、2回にわたり開催された不当要求行為等防止対策委員会において当該市民の行為が不当要求行為に該当すると認定し、警告書の送付が行われている。

しかし、この令和7年6月5日の電話については、市民と職員が双方録音して通話をすることに合意しており、双方録音開始後に会話が行われている。職員は長時間の対応を強要されたと書いているが、この通話開始から二十数分経ったところで職員から「12時45分」頃までにさせて欲しいと申し出があり、市民は「ありがとうございます。お願いします。」と述べて会話が続いている。そして終了したのが12時46分であった。職員の申し出た時刻に終了しており、さらに時間を延ばすことを強要するような発言も無い。

実際に認定を受けた市民が「強要があったことが分かる文書」の開示を求めたところ、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

さらに、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、「同委員会が当該強要について証拠を確認した記録」の開示を求めたところ、当該記録も存在しないことが確認されている。

すなわち、強要があったと認定するための根拠となる客観的事実も、委員会が当該強要の記録を確認したことを示す記録も存在しないまま、教育委員会職員の発生報告書と発生報告者からの意見をもとに、相手市民に事実確認も行わないまま、一方的に不当要求行為の認定および警告書の送付による行為の制限が行われている。

また、当該市民を対象として、電話や窓口対応の開始時刻、終了時刻、対応内容等を記録し、複数の課で共有する「対応記録」というファイルが作成され、ファイル共有システムで運用されていたが、これらの記録には会話の具体的内容は記載されておらず、不当要求行為の該当性を判断する根拠資料とはなり得ないものである。

それにもかかわらず、問い合わせの回数や時間といった形式的な情報のみが、不当要求行為の認定に利用されている。

この市民はこうした状況を、不当要求に関する対応を自治体に指導したり裁判で自治体側の弁護実務を担当している専門性の高い弁護士に相談したところ、「こんな荒い認定はみたことがない。普通はいつ、誰に対して、どのように不当な要求をしたのかという具体的事実を行政が記録し、該当性審査を行う。文書不存在というのは対象となる事実が確認できない状態。訴訟のリスクを考えなかったか、リスクを承知で遮断を優先したとしか思えない。」という意見であった。

市民が行政に対して不明点を問い合わせたり、条例や法令に沿った対応であるかを確認したりすることは、正当な権利行使であり、不当要求行為には該当しない。

このような状況は、特定の市民の問い合わせや意見を遮断するために、不当要求行為の認定が用いられているとの疑念を生じさせるものである。

なお、当該市民は、本件不当要求行為の認定および警告を受けたことにより、著しい精神的苦痛を受け、医師から精神疾患を患っているとの診断を受け、現在も通院加療を要する状態にある。

このように、市民の心身に重大な影響を及ぼす結果を生じさせていることから、当該認定の妥当性について、客観的事実および証拠に基づく検証と、認定に問題がある場合、是正と再発防止が不可欠である。

## 請願事項

1. 教育委員会職員の書いた不当要求行為発生報告書や発生報告者からの意見をもとに令和7年に不当要求行為として認定された事案について、当該認定に問題がなかったか否かを検証するため、認定の経緯の確認や令和7年6月5日の通話に係る録音記録の内容を含む、証拠となる記録の確認を行うなど、事実確認を行うこと。
2. 前項の事実確認の結果、認定に問題があると認められる場合には、当該認定の是正を行うとともに、同様の事案が再び生じることのないよう、再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますようお願いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

浜田市議会議長  
澁谷 幹雄 様

請願第75号

## 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析および評価の独立性確保を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

### 請願の趣旨

浜田市が専門的知見を要する調査・分析・検討業務を外部に委託する場合、その目的は、受託者による独立した分析および評価を通じて、政策判断の妥当性を高める点にある。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業において、受託者による分析および評価の領域に、市が踏み込む形で関与しているのではないかとの疑義が生じている。

よって、市議会において、専門的知見を要する調査・検討業務の委託に関し、分析および評価の独立性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

### 請願の理由

専門的知見を要する調査・検討業務の委託は、市が自らの判断だけでは得られない視点や分析を取り入れるために行われるものであり、受託者が独立した立場から分析および評価を行うことが前提となる。

ところが、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務を三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に委託した事例において、調査検討業務の実施過程で、市が受託者による分析および評価の内容に介入し指示しているのではないかと受け取られかねない状況が確認されている。

具体的には、市が、コンサルの報告書案に対し、「○利用者アンケート集計結果の全体的なまとめとして以下のような記述を盛り込めないか。「現状のスケート場は、市外からの利用者は比較的多いものの、宿泊や観光施設の利用にはつながっておらず、経済効果は薄い。また、市外からの家族での利用が多く、市内の若者や子育て世代など市民のための施設として有効に機能していない。」」と分析や評価の記述の追加を求めたり、「中高生のアンケート結果では、「スケート場として残す」が過半数であった。その一方で39歳以下の若者は、過半数がスケート場以外の施設として整備す



ることを望んでいる。」というような表現を追記する。」と指示している。また、スケート場利用者アンケートについての自由意見を載せた特定のページ（毎年利用しているとの感謝の意見、大会で広域から参加しているとの意見、存続を求める意見など）を削除する検討を受託者に求め、受託者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がこれらの要請に応じて成果品の修正を行ったことを示す記録が確認されている。

また、本来は成果品を受領した後に、市がその内容も参考に検討・判断するはずの方針について、調査検討業務の途中段階において、市の思いは機能転用の方針であると受託者に伝達した上で報告書の修正を指示していることも市職員からコンサルへの令和5年11月21日のメールで確認されている。

これらのやり取りは、市が委託したはずの分析および評価の内容そのものに直接介入し、市の方針を反映する報告書を、受託者とともに作成していたとも受け取れる状況を示すものである。

このような形で調査・検討業務が進められた場合、当該委託業務は、複数の選択肢を公正中立に比較・検討するための客観的な専門調査とは言い難く、市の意向を前提とした結論誘導的な作業となるおそれがある。

市の予算を用いて実施される調査・検討業務が、真に客観的で専門性のある成果を生み出すためには、分析および評価の領域と、市が成果品受領後に行うべき検討・判断の領域とを明確に区分し、受託者の分析および評価の独立性を確保することが不可欠である。

## 請願事項

1. 市の予算を用いて専門的知見を要する調査・分析・検討業務を委託するに当たっては、市による関与は、事実関係に関する情報提供や、誤字・脱字、表記ゆれ等の形式的事項の指摘に限定されるべきであり、分析や評価の手法、評価内容について、市が修正を求めたり、追記や削除を求めたりすることは行わないことを明確にすること。
2. 調査・検討業務の実施過程において、市が本来成果品の受領後に検討・判断すべき市の方針を、業務の途中段階で受託者に伝達していないか、また、分析や評価の記述内容に直接関与していないかについて、必要に応じて検証を行うこと。
3. 今後、専門的知見を要する調査・検討業務の委託において、分析および評価の独立性が損なわれることのないよう、必要な再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますよう請願いたします。よろしく願い申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

浜田市議会議長  
澁谷 幹雄 様

請願第76号

## 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

### 請願の趣旨

浜田市が市の予算を用いて実施する委託事業においては、完成した成果物を受領した上で内容の検査を行い、業務仕様書や契約書に定められた内容に照らして不備がある場合には、修正や補完等を求め、その結果を踏まえて公金が支出されることが前提となっている。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業においては、成果物について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認されている。

このような状態では、「当該委託事業が契約内容に基づき適正に履行されたことをどのように確認したのか」を事後的に検証することが困難となっており、公金支出の妥当性や市民に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い。

よって、市議会において、市の予算を用いた委託事業に関する成果物検査の実施状況を客観的に確認できる記録の作成および保存を徹底するため、必要な具体的措置を講じるよう、執行部に働きかけることを求める。

### 請願の理由

委託事業における完了検査は、受領した成果物の内容が、業務仕様書や契約書に定められた内容を満たしているかどうかを確認し、不備がある場合には修正等を求めるための、基本的かつ不可欠な手続である。

調査・分析・検討といった専門的知見を要する業務の委託においても、成果物の内容が契約内容に適合しているか否かを判断するため、検査が実施されたかどうか、どのような観点および方法で検査が行われたのかを、客観的に確認できる形で記録として残すことが強く求められる。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務においては、市は契約上の成果品ではなく、成果品（契約上は紙媒体2部とCD-R）納品前の「報告書（案）」をデータで受け取りそのデータを検査したと説明しており、成果品について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない。そしてそのデータをいつ誰が何に照ら



して検査したのかを示す記録も存在しない。にもかかわらず、令和5年12月8日に未受領（実際には令和5年12月15日受領）の成果品について「納品があった。検査の結果問題ない。合格とされますか。」という内容の起案が作成され、この起案に添付された納品書（報告書2部、報告書概要版2部、上記成果品等に係る電子媒体1部とある）には令和5年12月8日の受領印が押され、12月15日に教育部長が合格を決議している。

このような状況では、どのように当該成果物に不備がないと判断したのか、あるいは不備があったにもかかわらず修正を求めなかったのか、あるいは成果品の検査は行っていないのかといった点を後日検証することが極めて困難となり、結果として、契約内容を十分に満たしていない成果品に対して公金が支出されるおそれを否定できない。事実この三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の事例では、業務仕様書で定めた複数の内容（周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査、照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成、実現可能性の観点からの比較検討）が履行されていない。

また、検査の実施を客観的に確認できる記録が存在しないことは、委託事業の透明性および公正性を損なうのみならず、議会や監査による将来的な検証を妨げる結果を招きかねない。

市民の信頼を確保し、市の財務運営の適正性を担保するためにも、市の予算を用いた委託事業について、成果物検査の実施状況を客観的に確認できる記録を作成し、これを適切に保存する体制を整備することが不可欠である。

## 請願事項

1. 市の予算を用いた委託事業について、受領した成果物に対する検査に関し、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録（検査者、検査日時、検査方法、検査基準、不備の有無および対応内容等）を作成し、これを適切に保存する体制を整備すること。
2. 過去に実施された委託事業についても、成果物に対する検査について、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認できた場合には、その状況を整理・検証し、必要な改善措置を講じること。
3. 今後、成果物に対する検査について、実施された検査の内容を客観的に確認できる記録が存在しないまま公金支出が行われることのないよう、市として再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

請願書⑩ 市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願

令和 8 年 6 月 2 日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】本市の行政運営において、市民への説明責任やプロセスへの疑念が噴出しています。

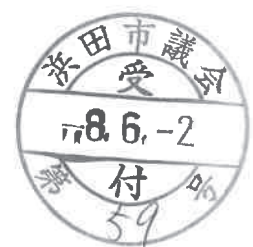
スケート場再配置問題において教育委員会が議事録を残していなかったりさんな実態や、社会福祉協議会への補助金増額に対して議会から附帯決議がつくなど、公金の使途に対する透明性が欠如しています。

また、市長宛ての「直行便」が事務方で不透明に選別・開封されている疑念や、市民の正当な意見に対して弁護士を使った過剰な対応をとるなど、対話を拒む姿勢は看過できません。

長浜(長浜まちづくりセンター)、みどり(みどりかいかん)等の井戸端会議でもこうした問題について厳しい指摘が寄せられたため、開かれた市政を実現するべく以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 市の重要な意思決定プロセスにおける議事録作成を徹底し、事後報告ではなく決定前に市民との対話を行う体制を再構築すること。
2. 社会福祉協議会をはじめとする民間・関連団体への補助金や委託料について、その費用対効果と責任の所在を明確にし、市民に透明化すること。
3. 市長直行便の不透明な事務方選別をやめ、市民の意見に対する弁護士等を使った過剰対応を改めること。



# 請願書

14

令和 8 年(2026 年)6 月 2 日 浜田市議会議長 殿

請願者: 株式会社コムサグリ 住所: 浜田市相生町 3773-1

請願第90号

紹介議員: 森谷公昭

〔件名〕 回覧板のデジタル化に関する請願について

## 【請願趣旨】

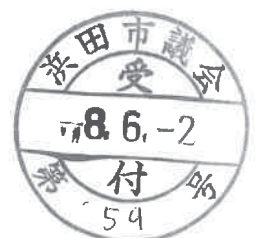
現在、地域コミュニティにおける情報共有の手段として回覧板が広く利用されていますが、住民のライフスタイルの多様化(共働き世帯の増加や不在がちな世帯の存在)により、「不在時に回覧板が止まってしまう」「次の人のために急いで回さなければならず、内容をゆっくり読む時間がない」「大量の書類を回すのが負担である」といった課題が生じています。

一方で、昨今はスマートフォンの普及に伴い、コミュニケーションアプリ「LINE」等を用いた情報伝達があちこちの自治体・地域で進行し、大きな成果を上げています。

つきましては、従来の回覧板による情報伝達を継続しつつも、「LINE での受取を希望する人」と「従来の回覧板での受取を希望する人」を明確に分け、希望者には LINE を用いたデジタル回覧板で情報配信を行うハイブリッド型の運用への移行を請願いたします。これにより、住民の精神的・肉体的負担を大幅に軽減し、より確実に迅速な情報共有体制を確立できると考えております。

## 【請願事項】

1. 回覧板受取方法の意向調査の実施 住民に対し、従来の「紙の回覧板」での受取を希望するか、「LINE(デジタル)」での受取を希望するか、選択制にするためのアンケート・意向調査を実施すること。
2. LINE を活用したデジタル回覧板の導入と運用 LINE での受取を希望した住民に対して、地域の連絡事項や配布物を画像・PDF 等のデータとして一斉配信できる仕組み(公式 LINE アカウントの開設など)を構築すること。
3. 効率的なハイブリッド運用の確立 LINE 移行組をスキップすることで紙の回覧板ルートを短縮し、双方の住民がストレスなく情報を把握できる効率的な運用ルールを策定すること。



浜田市議会議員  
澁谷幹雄 様

## 請願第91号

### 「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛  
紹介議員 森谷 公昭

#### 【請願趣旨】

浜田市において、市民に対し「不当要求行為」を行ったとする認定がなされ、その認定を根拠として、市職員による説明拒否や対応制限等が行われている。

当該認定については、強要や不当要求行為の存在を裏付ける客観的記録、録音、映像、第三者確認資料等が存在しないにもかかわらず、教育委員会職員が作成した「不当要求行為等発生報告書」や「発生報告者からの意見」の「令和7年6月5日に長時間の対応を強要された」との主張を根拠として認定が行われている。

当該市民は、受け取った警告書に書かれた「強要行為及び不当要求行為」を一貫して否定した上で、「令和7年6月5日の実際のやり取りを記録した録音データ」や、「強要を行ったことがわかる記録が存在しないという公文書不開示決定通知書」等の証拠を提出し、令和8年4月22日の市長、副市長との面談を含め、何度も市長に対して事実確認と必要な是正を求めている。

しかし、市長は「弁護士を通じてしか対応しないという趣旨を市が通知している」ことを理由に、認定の対象となる強要が無かったとして提出された録音等を確認しないまま認定を維持しており、一部職員の申告内容のみを採用して認定を固定化している疑いを生じさせるものである。

また、浜田市不当要求行為等防止対策要綱においては、認定に際し、客観的証



拠の確認、双方への聞き取り等を必須とする規定が存在しない。実際に執行部は議会において「要綱に従って適切に認定している」と説明している。

しかし、市民に対し他の市民と異なる対応（弁護士を通じてしか対応しないなど）を決めるような不利益認定が、客観的検証や反論機会の保障を伴わないまま行われ得る制度であるとするれば、その運用は極めて恣意的となる危険を有する。

特に、一部職員による事実に基づかない申告のみを根拠として認定が行われ、それにより対象市民への説明拒否や対応制限が継続されることが許されるならば、行政内部の一方的判断のみで、例えば追求されたくないことや不合理な行政判断について説明を求める市民を排除・遮断し得る構造となり、市民の行政参加及び行政監視機能を著しく萎縮させるおそれがある。今回の事案においては、教育委員会スポーツ振興課の職員が、「強要された」と虚偽または重大な誤認による報告書を書いたことで、無実の市民を「不当要求を行った」と認定し差別的排除的対応を行っている。

そして、当該認定を理由として、市側が「弁護士を通じてしか対応しない」などの対応制限を継続することは、市民に対して強い心理的圧迫及び萎縮効果を与えるものであり、事実に基づかない一方的な認定と遮断は、不当要求行為等を防止する制度の趣旨を逸脱した、市民排除のための運用となってしまう。

このような制度や運用が許容されれば、市民は行政判断に異議を述べたり、説明を求めたり、改善案を提案すること自体を萎縮するおそれがあり、地方自治における市民参加及び行政監視機能にも重大な影響を及ぼし、浜田市協働のまちづくり推進条例の精神に真っ向から対立する。

また、浜田市教育委員会事務局職員は市が保有する令和7年6月5日の「強要があった」と市が認定した約40分間の通話の録音内容を確認した上で、「40分間の会話を聞いて、強要といえるような内容は認められない」と話している。浜田市不当要求行為等防止対策委員会は「強要された」と発生報告した職員の主張について当該録音の内容を確認していない。つまり、市長が正式に録音の確認を指示し、客観的事実を確認すれば、認定に誤りがあったことが明らかになる可能性が高い。

地方自治法の趣旨に照らせば、議会には執行機関を監視し、市政運営の適正を

確保する責務がある。特に、市民に対する重大な不利益認定について、客観的根拠や適正手続が確保されているかを確認することは、議会による行政監視機能の重要な役割である。当該市民は令和7年10月に「不当要求行為、強要を行ったと認定したという内容の警告書」を受け取り、防災安全課に「いつの、どなたに対する、どの言動なのか」を尋ねた際、防災安全課長は「弁護士が説明する」と明言した。そのため、弁護士に問いあわせたところ、「説明する必要はない。」と説明を拒否された。「防災安全課長は弁護士が説明すると言ったが？」と伝えると、「市が何といったかは知らない。説明する必要はない。」と言われ、これまでに、いつ誰に対する、どの言動が強要や不当な要求に該当すると判断したのか、説明を求めても一度も説明を受けていない。

不当要求と認定し、弁護士を通して連絡せよと通知している以上、その認定の対象となった事実について説明する責任は、浜田市にある。これが説明されず、当該市民が強要や不当要求について否定し、市長に証拠も提出し事実確認を求め、その後市の保有する録音を確認した市の職員は「強要と言える内容は確認できなかった」と話しているにもかかわらず、認定を維持し他の市民と違う扱いをするということは、無実の市民に危険人物というレッテルを貼り、不利益を与えても構わないという判断を市長がしていることになる。

今後、司法の場でこうした行政判断や運用の違法性が争われた場合、当時の報告書を書いた職員や不当要求認定を行った責任者、当時の市長、そして、事実確認の依頼を事実上無視している現在の市の幹部が裁判において証言を求められる可能性が高いが、現在の状況では市が合理的な説明を行うことは不可能と思われる。違法性や市民への損害が認定されるようなことになれば、市民からの市への信用が失墜するだけでなく、全国的にも不当な不当要求認定を行った市として有名になってしまう可能性があり、当該市民は司法の場で争うことを望んでいない。

よって、浜田市議会に対し、「不当要求行為認定」の運用実態について、公平かつ客観的な調査・検証を行い、必要な是正を市に求めるよう請願する。

#### 【請願事項】

1. 浜田市不当要求行為等防止対策要綱に基づく認定制度及びその運用実態について調査・検証を行うこと。

2. 市が認定した「強要」「不当要求」について客観的証拠の確認、反論機会、双方への聞き取り等を要しない制度設計が市民の権利利益を不当に侵害する危険を有していないか検証すること。
3. 当該認定制度が、市民への説明拒否や対応遮断の手段として利用されていないか調査すること。
4. 認定制度及び運用に問題が認められた場合には、要綱改正その他必要な是正措置を市に求めること。
5. 将来的な恣意的運用を防止するため、客観性、透明性及び適正手続を備えた制度整備を求めること。

市議会としてこのような状況について、まずは事実確認を行い、今後、不当な不当要求認定が行われないう、また、すでに行われた認定に事実誤認や虚偽の報告等があり、対象事実が確認できない状態であるにも関わらず「強要があった」との認定や警告が行われたことが明らかになった場合、撤回、謝罪、関係者の処分等を含め、必要な是正措置および再発防止を執行部に求めることを請願する。

請願書① 防災体制の実効性向上と避難環境の改善に関する請願

令和8年6月2日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

**【請願趣旨】** 近年、災害が激甚化・頻発化する中、本市においても災害への備えは急務です。しかし、指定避難所が危険地域にあるケースや、車椅子利用者のためのスロープに雨よけ屋根がないなど、避難環境の不備が多数指摘されています。

また、携帯電話の圏外地域の解消や、個人情報保護の壁による要支援者名簿の共有不足など、実態に即した対策が求められています。

和田(和田まちづくりセンター)、市木(市木まちづくりセンター)、都川(都川まちづくりセンター)、長浜(長浜まちづくりセンター)、久佐(久佐まちづくりセンター)、みどり(みどりかいかん)、井野(井野まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、弥栄(弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館)、石見(石見まちづくりセンター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも不安の声が多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

**【請願事項】**

1. 地域の実情に即した「マイ・タイムライン」策定の行政主導による支援と、市町村単位の局地的な気象情報発信を行うこと。
2. 避難所のバリアフリー化(雨よけ屋根の設置等)および、災害時に孤立を防ぐための通信環境(携帯圏外)の改善を進めること。
3. 個人情報保護の壁を越え、小さな町内会単位で要支援者の情報を共有し、個別の避難・救助計画を構築できる仕組みを作ること。



請願書③ 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願

令和8年6月2日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】 道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、安全確保は一刻を争う事態です。消えかかった横断歩道や白線が放置され、事故を誘発しかねない危険箇所が多数存在します。

また、水道料金の大幅な段階的値上げが計画されており、市民生活への重い負担が懸念されています。

さらに、計画から30年経っても進まないバイパス工事跡地に放置された残土問題など、迅速な対応が求められています。

和田(和田まちづくりセンター)、市木(市木まちづくりセンター)、都川(都川まちづくりセンター)、井野(井野まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、石見(石見まちづくりセンター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも強い声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 消えかかった横断歩道や交差点の停止線・白線を公安委員会等へ働きかけ早急に引き直すこと。

~~2. 浜田自動車道カルバート下部の鉄筋露出の修繕や、バイパス工事跡地の放置残土の処理など、危険箇所の迅速な修繕に向けて予算を重点配分すること。~~

~~3. 大幅な値上げが予定されている水道料金に対する生活負担軽減策を検討し、地域活動で公民館等を利用する際の基本料金への支援を行うこと。~~



請願書⑨ 自己破産した農業用ハウス(TC 浜田跡地)および未活用財産の有効活用に関する請願

令和 8 年 6 月 2 日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】本市には、過去に多額の公金や補助金が投じられたにもかかわらず、現在その役割を果たさず放置されている未活用財産が多数存在します。

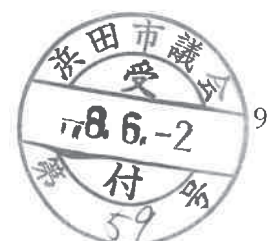
巨額の資金を投じて建設されながら自己破産により事業停止となった巨大な農業用ハウス(TC トマト跡地等)や、統廃合によって使われなくなった廃校の解体計画の遅れなど、「負の遺産」をそのまま放置しておくのは税金の無駄遣いです。

都川(都川まちづくりセンター)、みどり(みどりかいかん)、井野(井野まちづくりセンター)、子育てセンター(子育て世代包括支援センター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも再活用を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

~~1. 自己破産した農業用ハウス(TC 浜田跡地等)を放置せず、市民に公募 開放し、野菜作り等で有効活用できる仕組みを構築すること。~~

2. 廃校等の未活用施設についても、地域の危険箇所とならないよう早期の解体と市民のための跡地活用計画を迅速に進めること。



# 請願書

令和8年(2026年)6月2日

浜田市議会議長 殿

請願第95号

請願者：株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

紹介議員：森谷公昭

【件名】 リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願

【請願趣旨】 浜田市三隅町に所在する「リハビリテーションカレッジ島根」は、島根県西部で154人、浜田市内で65人の卒業生が就職しており、地域の医療崩壊を防ぐために不可欠な存在となっています。さらに、市内に約150人の学生が居住し、教職員やその家族も含めると、浜田市に対して多大な経済効果をもたらしています。また、地域の中学生に勉強を教えたり、市の依頼で講演を行ったりするなど、地域への貢献活動も積極的に行われています。

しかしながら、同校は過去の赤字経営が響き、今年度から国の大学無償化制度の対象外となってしまいました。その結果、昨年度は70名を集めた入学者が、今年度は46名に激減するという極めて厳しい経営状況に直面しています。

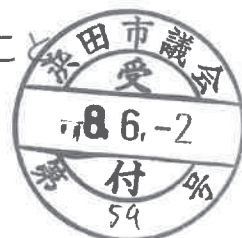
こうした窮状に対し、学校側は決してただ支援を待っているわけではありません。存続と経営再建に向け、防衛省や海外輸出を見据えた「ライスパック」製造工場の設立や、インドネシアからの留学生を受け入れる特別目的会社(SPC)を通じた利益の還元といった、これまでにない大規模な自主財源確保の構想を模索しています。さらには、寄付による新たな学校設立構想など、学校存続のために並々ならぬ努力を続けています。

先日開催された三隅地域のまちづくり会議においても、住民側から「大切な学校だからしっかり公的支援をしてやってくれ」との声が上がりました。

つきましては、浜田市におかれましても、地域医療と経済を支え、自ら再建に向けた知恵を絞って努力を続ける同校の姿勢を評価し、その存続を助けるための援助を行っていただきたく、以下の通り請願いたします。

## 【請願事項】

1. リハビリテーションカレッジ島根が今後も浜田市において存続・発展できるよう、浜田市として速やかに適切な公的支援(補助金の交付等)を行うこと



請願書② 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願

令和 8 年 6 月 2 日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】 診療所の減少や免許返納により、高齢者の医療難民化が懸念されています。現在の移動支援制度は、運賃負担の大きさや「あいのりタクシーは 2 人以上でないと利用できない」「地域外の人と同乗できない」といった運用の制約により十分に活用されていません。

市民の生活の足を守る交通支援拡充を求める切実な声が、和田(和田まちづくりセンター)、市木(市木まちづくりセンター)、都川(都川まちづくりセンター)、久佐(久佐まちづくりセンター)、井野(井野まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、弥栄(弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館)、石見(石見まちづくりセンター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 敬老乗車券制度について、不要な人の枠を頻繁に通院する人へ譲渡できる「マッチング制度」の導入や遠方地域への優遇など、柔軟で利用しやすい制度へ見直すこと。
2. あいのりタクシー等のコミュニティ交通の運用制限を見直し、1 人でも広く利用できるルールへと早急に改善すること。
- ~~3. 市内の病院で対応できず市外の遠方へ通院・検査に行く際の交通費・宿泊費等の負担を軽減する支援策を検討すること。~~



# 請願書

131

令和8年(2026年)6月2日 浜田市議会議長 殿

請願者: 株式会社コムサグリ 住所: 浜田市相生町 3773-1

請願第97号

紹介議員: 森谷公昭

【件名】仮称「100円タクシー」の趣旨を理解し、公的支援(資金ではない)の検討を求める請願

## 【請願趣旨】

現在、当市をはじめとする地方都市においては、公共交通機関の縮小や高齢化の進展に伴い、自ら移動手段を持たない「交通弱者」への対応が喫緊の課題となっています。これに対し、高齢者が安価で利用でき、自宅から目的地まで移動可能な「ドア・ツー・ドア」の輸送サービス(通称:100円タクシー/ボランティア互助移送)の仕組みは、極めて有効な解決策と考えられます。

本事業の最大の特徴は、単なる移動支援にとどまらず、地域の「退職者(シニア層)」を運転手(担い手)として巻き込む点にあります。退職後に一人暮らしとなりがちの高齢者が、運転ボランティアとして地域に貢献することで、社会的孤立を防ぎ、「他者と話し、感謝される機会」を創出します。これは、担い手自身の認知症予防や健康寿命の延長に直結するものです。

このように、「交通弱者の救済」と「シニア世代の生きがい・健康づくり」をセットで実現する仕組みを構築すべく、現在、検討およびスタートに向けた準備を進めております。また、浜田市三隅町に所在する「リハビリテーションカレッジ島根」とも連携し、専門的な知見からシニア層の健康維持や運行管理のアドバイス等を受ける体制も模索しております。

しかしながら、こうしたボランティア主体の移送サービスを安全かつ持続可能に運営していくためには、法的な位置づけ(道路運送法上の許可・登録の要否確認)、安全管理、運行管理体制、万が一の事故への保険対応など、解決すべきいくつかの弱点や課題が存在します。

つきましては、民間や地域コミュニティの自助・共助のみに委ねるのではなく、行政による伴走型の課題チェックや、事業定着に向けた公的支援が必要不可欠であると考え、以下の通り請願いたします。

## 【請願項目】



1. 仮称「100円タクシー(ボランティア移送事業)」が持つ、交通弱者支援およびシニア層の健康寿命延長という多面的な効果・趣旨を深く理解し、市として前向きに評価すること。
2. 本事業の立ち上げおよび運行にあたり、道路運送法(自家用有償旅客運送等)上の課題整理、安全確保、運営上の弱点克服に向け、行政の専門部署による助言・指導などの伴走型支援を行うこと。
3. 将来的な持続可能性を見据え、先進地事例を参考に、補助金等の財政的支援や、関係機関との調整に対する公的支援の枠組みを検討すること。

- 法的な壁(白タク行為との境界線)

ガソリン代実費程度(100円)であれば、道路運送法上の「白タク(無許可営業)」に該当しない

- 安全管理と事故時の責任追及

運転手がシニア層(退職者)中心となるため、「高齢運転者の安全確保」や「体調管理」のルール作りが必要